（予定）令和５年度病院内保育所運営事業費補助金について

※補助金交付要制定前のため、詳細については変更となる可能性があります。

１　趣旨

熊本県病院内保育所運営事業費補助金の交付に当たっては、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

２　補助対象事業

補助対象事業は、要項第２条別表に規定する補助事業者（自治体立の病院を除く。）が、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の規定により許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第８条の規定により届出をした診療所（以下「病院又は診療所」という。）に従事する職員等（以下「職員等」という。）のために設置した保育施設（以下「病院内保育所」という。）において、職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

ただし、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」及び「子ども・子育て支援新制度による給付金」及び「企業主導型保育事業費補助金」等との重複は認めない。

３　補助対象施設

補助対象施設は、病院内保育所であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　下記５に定める病院内保育所の種別のいずれかに該当すること。

(2)　当該病院内保育所の運営月数が原則１２か月であること。

(3)　児童１人当たりの月額保育料（保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。）を原則１０，０００円以上（日額の場合は、４００円以上）に設定していること。

運営月数の算出に当たっては、その月における病院内保育所の開所日数がおおむね１５日以上である場合は、１月として算定して差し支えないものとする。

４　補助事業者の義務

　補助事業者は、その設置する病院内保育所に係る施設、設備及び運営については、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）を尊重するものとする。

５　病院内保育所の種別

病院内保育所の種別は、別表１のとおりとし、種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、職員等（当該年度の４月１日に病院または診療所に在職し、人事異動等により同日以降に他の施設の勤務となった場合も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（６か月以上に達する場合は除く）であっても、各種別に該当するものとする。

また、保育士等（保育士（有資格者の保育士をいう。）及び保育士助手（有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事しているもの（事務職員、給食職員等を除く。）をいう。以下同じ。）の数については、年間の保育士等数が各種別の基準値以上であっても、基準値に満たない月がある場合は、その種別に該当しないものとする。

６　加算事業

加算事業については、別表２のとおりとする。

別表１　病院内保育所の種別

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準項目  種別 | 保育児童数 | 保育士等数 | 保育時間 |
| Ａ型特例 | ４人未満 | ２人以上 | ８時間以上 |
| Ａ型 | ４人以上 | ２人以上 | ８時間以上 |
| Ｂ型 | １０人以上 | ４人以上 | １０時間以上 |
| Ｂ型特例 | ３０人以上 | １０人以上 | １０時間以上 |

別表２　加算事業

|  |  |
| --- | --- |
| (1) ２４時間保育 | 終日いずれの時間帯においても第２条に規定する保育サービスを提供するもの。 |
| (2) 休日保育 | 以下に掲げる日に第２条に規定する保育サービスを提供するもの。  ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。  ①　日曜日  ②　国民の祝日に関する法律（昭和２３年７月２０日法律第１７８号）第３条に規定する休日  ③ １２月２９日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。） |
| (3) 病児等保育 | ①　対象児童  　（ア）医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。  (イ）保育所に通所している児童ではないが、（ア）と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。  ②　対象疾患等  感冒、消化不良症（多症候性下痢等）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。  また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。  ③　施設  病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１．６５㎡以上であること。  ④　職員配置等  （ア）病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。  （イ）児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。  （ウ）体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。  （エ）他の児童への感染の防止に配慮すること。  ⑤　利用事務手続等  （ア）利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。  （イ）利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。  ⑥　保育料の徴収  病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり３，２００円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）  ⑦　その他  病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとすること。 |
| (4) 緊急一時保育 | ①　対象児童  ２４時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）。  ②　対象となるサービス  病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、①の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。  ③　緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者  認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、認可保育所に都道府県又は市町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。 |
| (5) 児童保育 | ①　対象児童  病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。  ②　施設  児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。  ③　職員配置  放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第３８条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置すること。 |
| (6)地域連携型 | 地域の他病院及び診療所の職員の児童を受け入れ、第２条に掲げる保育サービスを提供するもの。 |

別表３　基準額等

|  |  |
| --- | --- |
| １　　　基　　　準　　　額 | ２　対　象　経　費 |
| 各病院内保育所につき、（１）により算定した基本額に、病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、（２）により算定した加算額の合計額とする。  (１)　基本額  　（Ａ型特例）　　月額 １５６，８００円×運営月数  　（Ａ　　型）　　月額 ２６５，６００円×運営月数  　（Ｂ　　型）　　月額 ４８３，２００円×運営月数  　（Ｂ型特例）　　月額 ６５２，８００円×運営月数  (２)　加算額  　（２４時間保育を行っている施設）  ２３，４１０円 × 運営日数  　（病児等保育を行っている施設）  １８７，５６０円×運営月数  　（緊急一時保育を行っている施設）  ２０，７２０円×運営日数  　（児童保育を行っている施設）  １０，６７０円×運営日数  　（休日保育を行っている施設）  　 １１，６３０円×運営日数  　（地域連携型を行っている施設）  　 １０，６７０円×運営日数 | 病院内保育所運営事業を行うために必要な次に掲げる経費  (１)　給与費  常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等  (２)　委託料  　 上記１に該当するもの |
| ３　補　助　率 |
| ３分の２以内 |
| ４　補助金額の算定方法 |
| （１）第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。  （２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じて得た額以内を交付額とする。 |

（別添１）

負担能力指数による調整率の算出方法

１　負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

２　負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、平成３１年４月１日時点で病院内保育所設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担能力指数 | 調整率 |
| ５未満 | １．０ |
| ５以上２０未満 | ０．８ |
| ２０以上 | ０．６ |